

議案第 8 1 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

小田原市郷土文化館条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
1, 5 0 0	1, 5 0 0	3, 0 0 0
1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0

を

1, 2 0 0 円	1, 2 0 0 円	2, 8 0 0 円
1, 8 0 0	1, 8 0 0	4, 2 0 0
1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0

に改め、別表

2 の表中

1, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0
1, 0 0 0	1, 0 0 0	2, 0 0 0

を

1, 8 0 0 円	1, 8 0 0 円	4, 2 0 0 円
1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0
1, 2 0 0	1, 2 0 0	2, 8 0 0

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の供用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため提案するものであります。